



IFRS[®]

Sustainability

2022年3月

公開草案

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B67巻一 鉄道輸送

コメント期限：2022年7月29日

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B67 卷一鉄道輸送

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] 付録 B 産業別開示要求 B67 巻一鉄道輸送

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要があり、commentletters@ifrs.orgへの電子メール又は<https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前にcommentletters@ifrs.orgまでご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団のpermissions@ifrs.orgに連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.orgへの電子メール又は当財団のショップ<https://shop.ifrs.org>への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

鉄道輸送

産業に関する記述

「鉄道輸送」産業は、鉄道による貨物の輸送サービス及び支援サービスを提供する企業により構成される。主要な活動には、消費財及びコモディティを含む、コンテナ化された貨物及びバルク貨物の輸送が含まれる。鉄道企業は、典型的に、鉄道網を所有、維持及び運営しており、重大な（significant）資本的支出を必要とすることがある。米国は世界で最も長い鉄道網を運営しているが、小差でロシア、中国、インド、カナダ、ドイツ及びフランスが追っている。この産業では、そのネットワーク効果から、密度の経済が働くことが示されており、自然独占の条件を作り出している。鉄道インフラの巨額の埋没原価と合わせ、このことはこの産業にいる既存の企業にとって比較優位をもたらし、新規の企業の参入障壁となっている。

注：「鉄道輸送」産業の範囲には、鉄道による旅客輸送は含まない。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1.サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリ	測定単位	コード
温室効果ガス排出	グローバルでのスコープ1総排出	定量	CO ₂ 換算メートルトン(t)	TR-RA-110a.1
	スコープ1排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明	説明及び分析	該当なし	TR-RA-110a.2
	燃料の総消費量、再生可能燃料の割合	定量	ギガジュール(GJ)、パーセンテージ(%)	TR-RA-110a.3

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
輸送カーロード数 ¹²⁵	定量	数	TR-RA-000.A
インターモーダル輸送ユニット数 ¹²⁶	定量	数	TR-RA-000.B
トラック・マイル ¹²⁷	定量	マイル	TR-RA-000.C
有償トンマイル (RTM) ¹²⁸	定量	RTM	TR-RA-000.D
従業員数	定量	数	TR-RA-000.E

¹²⁵ TR-RA-000.A に関する注記 – 開示の範囲には、企業が顧客のための貨物（コンテナ化されていない貨物を含む）の配送に伴って輸送したすべてのカーロードを含む。

¹²⁶ TR-RA-000.B に関する注記 – インターモーダル・ユニットには、複数の輸送手段を組み合わせる輸送可能な輸送用コンテナ及びトラックトレーラーを含む。

¹²⁷ TR-RA-000.C に関する注記 – トラック・マイルには、ルート・マイル（列車が運行できるルートの範囲の合計）を含み、複数のトラック・ルートを考慮し、複線の 1 ルート・マイルは 2 トラック・マイルとみなす。

¹²⁸ TR-RA-000.D に関する注記 – 有償トンマイル (RTM) は、1 マイル輸送された 1 トンの有償トラフィックと定義する。有償トンマイルは、各区間の走行マイル数に、その区間での有償トラフィックのトン数を乗じて計算する。

温室効果ガス排出

トピックサマリー

「鉄道輸送」産業は、主に機関車エンジンでディーゼルの燃焼から排出を発生する。他の輸送産業と比較して排出が比較的少ないにもかかわらず、燃料管理は、営業コスト及び規制遵守の点で、この産業の企業に影響を与える。二酸化炭素（CO₂）を含む温室効果ガス（GHG）は、気候変動を懸念する政府の規制当局にとって特に重要（importance）である。機関車の排気ガス規制の強化及び高い燃料費は、排出管理のために燃料効率の改善に投資するインセンティブを鉄道企業に提供する。これは、業務効率が改善され、鉄道企業のコスト構造に影響を与える（impact）可能性があり、産業内及び他の輸送手段と比較し、価値及び競争力に慢性及び急性の影響（impacts）をおよぼす。

指標

TR-RA-110a.1. グローバルでのスコープ1総排出

- 1 企業は、京都議定書において対象とされる7種類の温室効果ガス（GHG）—二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）及び三フッ化窒素（NF₃）—のグローバルでのスコープ1の温室効果ガス（GHG）の大気への総排出を開示しなければならない。
 - 1.1 すべてのGHG排出は、CO₂換算メートルトン単位で合算し、開示しなければならない。公開されている100年間の時間軸の地球温暖化係数（GWP: global warming potential）の値に従って計算しなければならない。現時点でのGWP値の推奨ソースは、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書（2014）である。
 - 1.2 総排出は、オフセット、クレジット又はその他の類似した排出削減若しくは排出補償のメカニズムを考慮する前の、大気中に排出されたGHGである。
- 2 スコープ1排出は、世界資源研究所（WRI）及び持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）によって公表された「温室効果ガスプロトコル：企業会計及び報告基準（GHGプロトコル）、2004年3月改訂版」において定義されており、これに従って計算しなければならない。
 - 2.1 認められる計算方法には、基礎的な参考文献としてGHGプロトコルに従いつつ、産業固有又は地域固有のガイダンスなど追加的なガイダンスを提供するものを含める。例として以下を含むが、これらに限らない。
 - 2.1.1 GHG Reporting Guidance for the Aerospace Industry (国際航空宇宙環境グループ (IAEG) 発行)
 - 2.1.2 Greenhouse Gas Inventory Guidance : 固定燃焼源からの直接排出 (米国環境保護庁 (EPA) 発行)
 - 2.1.3 India GHG Inventory Program
 - 2.1.4 ISO 14064-1
 - 2.1.5 Petroleum Industry Guidelines for reporting GHG emissions

(IPIECA 発行 第 2 版 (2011 年))

2.1.6 Protocol for the quantification of greenhouse gas emissions from waste management activities (Entreprises pour l'Environnement (EpE) 発行)

2.2 GHG 排出データは、企業が財務報告データを連結する方法に従って連結及び開示しなければならない。その方法は、一般的に、GHG プロトコルで定義する「財務上の支配」アプローチ、並びに気候開示基準委員会 (CDSB) によって公表された「環境情報、自然資本、及び関連する事業への影響の報告のための CDSB フレームワーク」(2018 年 4 月) の REQ-07 「組織の境界」に記載されている方法と整合している。

- 3 企業は、前報告期間からの排出の変化について説明する場合がある。これには、変化が排出削減、ダイベストメント、買収、合併、アウトプットの変化又は計算方法の変更 (又はこれらの複数のもの) 等によるものを含む。
- 4 現在の CDP 又は他の企業への GHG 排出の報告方法 (例: 国の規制上の開示プログラム) が、範囲及び使用した連結アプローチの点で異なる場合、企業はそれらの排出を開示する場合がある。ただし、主要な開示は上述のガイドラインに従わなければならない。
- 5 企業は、データが連続排出量監視システム (CEMS)、エンジニアリング計算又は物質収支計算からのものであるかどうか等、排出量開示の計算方法について説明する場合がある。

TR-RA-110a.2. スコープ 1 排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画、排出削減の目標並びにそれらの目標に対するパフォーマンスの分析についての説明

- 1 企業は、スコープ 1 温室効果ガス (GHG) 排出を管理するための長期的及び短期的な戦略又は計画について説明しなければならない。
 - 1.1 スコープ 1 排出は、世界資源研究所 (WRI) 及び持続可能な開発のための世界経済人会議 (WBCSD) によって公表された「温室効果ガスプロトコル: 企業会計および報告基準 (GHG プロトコル)、2004 年 3 月改訂版」において定義されている。
 - 1.2 温室効果ガス (GHG) 排出の範囲には、京都議定書において対象とされる 7 種類の温室効果ガス—二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六フッ化硫黄 (SF₆) 及び三フッ化窒素 (NF₃)—が含まれる。
- 2 企業は、排出削減目標について説明し、関連する場合は、以下を含め、目標に対するパフォーマンスを分析しなければならない。
 - 2.1 排出削減目標の範囲 (例: 目標が適用される総排出量の割合)
 - 2.2 目標が絶対量ベース又は原単位ベースのいずれであるか、及び目標が原単位ベースの目標である場合は指標の分母
 - 2.3 基準年に対する削減率。この基準年とは、目標の達成に向けて排出について評価する最初の年を表す。
 - 2.4 削減活動のタイムライン (開始年、目標年及び基準年を含む)
 - 2.5 目標を達成するためのメカニズム

- 2.6 目標年の排出量若しくは基準年の排出量が遡及的に再計算された（若しくは再計算される可能性がある）、又は目標年若しくは基準年が再設定された、すべての状況
- 3 企業は、計画又は目標（又はこの両方）を達成するために必要な活動及び投資、並びに計画又は目標（又はこの両方）の達成に影響を与える（affect）可能性のあるリスク又は制限要因について説明しなければならない。
- 3.1 関連する活動及び投資には、運転改善（アイドリングの減少、トリップの最適化、負荷の最大化等）及びフリートの機能強化（新しいエンジン、燃料最適化技術、空力的なフリートの変改造、並びに新しい機関車によるフリートの性能向上（upgrading）等）を含めるが、これらに限定されない。
- 4 企業は、その戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）の範囲について、それらがどのようにさまざまな事業単位、地域又は排出源に関連しているのか等について説明しなければならない。
- 5 企業は、その戦略、計画又は削減目標（又はこれらの複数のもの）が、地域、国、国際、又は、セクター別プログラムを含む、排出制限又は排出報告ベース（又はこの両方）のプログラム又は規制（EU 域内排出量取引制度、ケベック州キャップ・アンド・トレード制度、カリフォルニア州キャップ・アンド・トレード・プログラム等）に関連している（related to）か又は関係している（associated with）かを説明しなければならない。
- 6 戦略、計画又は削減（又はこれらの複数のもの）の目標の開示は、報告期間中に進行中（活動中）であった又は完了した活動に限定しなければならない。

TR-RA-110a.3. 燃料の総消費量、再生可能燃料の割合

- 1 企業は、すべての源泉からの燃料の総消費量をギガジュール（GJ）単位で集計して開示しなければならない。
- 1.1 消費された燃料の計算方法は、設計上のパラメータではなく、実際に消費された燃料に基づかなければならない。
- 1.2 消費された燃料の許容可能な計算方法には以下に基づく方法を含むが、これらに限定されない。
- 1.2.1 報告期間中に購入した燃料を報告期間開始時の在庫に加えて、報告期間終了時の在庫を差し引いたもの
- 1.2.2 車両ごとに消費された燃料を追跡すること
- 1.2.3 燃料費を追跡すること
- 2 企業は、消費された燃料のうち再生可能燃料であるものの割合を開示しなければならない。
- 2.1 再生可能燃料は、~~一般的に米国の再生可能燃料基準（U.S. 40 CFR 80.1401）によって、以下の要求事項のすべてを満たす燃料と定義する。~~
- 2.1.1 再生可能なバイオマスから生産されたもの
- 2.1.2 輸送用燃料、暖房用オイル、又はジェット燃料に含まれる化石燃料の代替又は削減のために使用されるもの、及び

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

- 2.1.3 ~~U.S. 40 CFR 80.1403 に従ってこの要求事項から免除されていない限り、ライフサイクルのライフサイクル・ベースでの温室効果ガス (GHG) 排出の純減を達成したものがベースラインのライフサイクル GHG 排出より少なくとも 20% 少ないもの~~
- 2.2 企業は、燃料が再生可能かどうかを判断するために使用した基準又は規制を開示しなければならない。
~~再生可能燃料の範囲には、米国の再生可能燃料基準に基づく再生可能識別番号 (RIN) の対象となる燃料が含まれる。~~
- 2.3 この割合は、再生可能燃料の消費量 (GJ 単位) を消費された燃料の総量 (GJ 単位) で除して計算しなければならない。
- 3 開示の範囲は、企業により直接的に消費された燃料に限定される。
- 4 企業は、燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、直接測定した、又は気候変動に関する政府間パネル (IPCC)、~~米国エネルギー省 (DOE)、又は米国エネルギー情報局 (EIA)~~ から取得した、総発熱量 (GCV) とも呼ばれる高位発熱量 (HHV) を使用しなければならない。
- 5 企業は、燃料使用量 (バイオ燃料を含む) に対する HHV の使用など、この開示で報告するすべてのデータに換算係数を一貫して適用しなければならない。